

○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める
 性）の一部を改正する告示 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改正後	改正前																		
<p>一〜五（略）</p> <p>六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">特 性</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="width: 40%;">基地局</th> <th style="width: 50%;">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">感 度</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>希望波（チャンネル間隔が一・〇MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（最大送信電力が三八デシベルを超えるものにあつては、（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（チャンネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、一五kHzの帯域幅で（一）二二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五kHzの帯域幅で（二）二三三・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとす</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	特 性			基地局	陸上移動局	感 度	<p>希望波（チャンネル間隔が一・〇MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（最大送信電力が三八デシベルを超えるものにあつては、（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（チャンネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、一五kHzの帯域幅で（一）二二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五kHzの帯域幅で（二）二三三・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとす</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局</p>	<p>一〜五（略）</p> <p>六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">特 性</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="width: 40%;">基地局</th> <th style="width: 50%;">陸上移動局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">感 度</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（二）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（二）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え二、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	特 性			基地局	陸上移動局	感 度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（二）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（二）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え二、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
項目	特 性																		
	基地局	陸上移動局																	
感 度	<p>希望波（チャンネル間隔が一・〇MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（最大送信電力が三八デシベルを超えるものにあつては、（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（チャンネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、一五kHzの帯域幅で（一）二二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五kHzの帯域幅で（二）二三三・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとす</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局</p>																	
項目	特 性																		
	基地局	陸上移動局																	
感 度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（二）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（二）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え二、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>																	

る。))、最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては(一)九五・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては(二)九二・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じの場合において、スループットがその最大値の九五%以上

であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)) (半複信方式の搬送波の場合は(一)一〇〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)一〇一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)) (半複信方式の搬送波の場合は(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)) (半複信方式の搬送波

の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周

の場合は(一)九九・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九七・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・

波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周

九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五 MHz の陸上移動局であつて九〇〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇 MHz の陸上移動局であつて七一八 MHz を超え八〇三 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇 MHz の陸上移動局であつて八一五 MHz を超え八三〇 MHz 以下又は八六〇 MHz を超え八七五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇 MHz の陸上移動局であつて八三〇 MHz を超え八四五 MHz

波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて九〇〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて七一八 MHz を超え八〇三 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇二MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一

る。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注1)

五 MHz の陸上移動局であつて八三〇 MHz を超え八四五 MHz 以下、八七五 MHz を超え八九〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて九〇〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて七一八 MHz を超え八〇三 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇 MHz の陸上移動局であつて一、四二七・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては

度 択 選 効 実	
性 特 選 グ キ ロ ッ プ	
1 ～ 4 (略)	
<p>1) チャンネル間隔が一八〇kHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)七・六MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(±)一一・六MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>(一)九一・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注1)</p>

度 択 選 効 実	
性 特 選 グ キ ロ ッ プ	
1 ～ 4 (略)	

	<p>度 択 選 ル ネ ヤ チ 接 隣</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの チヤネル間隔が五MHzの基地局にあつては、<u>基準感度より一〇デシベル高い希望波に対し</u>希望波の周波数から（±）五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チヤネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては、<u>基準感度より八デシベル高い希望波に対し</u>希望波の周波数から（±）七・五〇七五MHz離れた周波数において、チヤネル間隔が一五MHzの基地局にあつては、<u>基準感度より六デシベル高い希望波に対し</u>希望波の周波数から（±）一〇・〇二二五MHz離れた周波数において、チヤネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては、<u>基準感度より六デシベル高い希望波に対し</u>希望波の周波数から（±）二二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>2 3 5 (略)</p> <p>1 1 チヤネル間隔が一八〇kHzのもの <u>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し</u>、希望波の周波数から（±）二・六MHz離れた周波数において、<u>基準感度より四七デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において</u>、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 3 5 (略)</p> <p>1 1 チヤネル間隔が一八〇kHzのもの <u>基準感度より一二デシベル高い希望波に対し</u>、希望波の周波数から（±）二・二MHz及び（±）</p>
<p>特 調 変 互 相</p> <p>1 3 4 (略)</p>		

	<p>度 択 選 ル ネ ヤ チ 接 隣</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの <u>基準感度より六デシベル高い希望波に対し</u>、チヤネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チヤネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五〇七五MHz離れた周波数において、チヤネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇・〇二二五MHz離れた周波数において、チヤネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）二二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>1 3 4 (略)</p> <p>1 3 4 (略)</p>
<p>特 調 変 互 相</p> <p>1 3 4 (略)</p>		

七〇二十二 (略)

2 (略)

51 チャンネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。

注 1～4 (略)

	性
	四・四MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が一・四MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2～5 (略)

七〇二十二 (略)

2 (略)

注 1～4 (略)

	性
	1～4 (略)